

「川崎市避難所の機能整備及び円滑な管理運営に関する条例」の制定

(平成23年3月)



(中原区 自主防災訓練)

災害時に住民が避難する場所として、あらかじめ地域の小学校や中学校などが指定されています。ところが、いざというときに備えて避難訓練をしようとする、施設が利用しにくかったり、設備が不足していたりすることがありました。また、訓練には一部の市民しか参加していないことも問題でした。そこで、避難所の機能を整備するとともに円滑な管理運営を図るため、議会の総務委員会で協議して、市や市民などの努力義務を条例で規定することとしました。

なお、この「川崎市避難所の機能整備及び円滑な管理運営に関する条例」は、全国の政令指定都市及び県内の地方自治体で初めて議会の委員会が提案し、制定された政策条例です。

条例の制定を議会に提案するには

- 住民が有権者の1/50の連署をもって直接請求する。(地方自治法第74条)
- 議会の委員会が提案する。(注)(同法第109条7項)
- 議員が1/12以上の議員の賛同を得て提案する。(同法第112条)
- 市長が提案する。(同法第149条)

(注) 平成18年の地方自治法の一部改正により、委員会からも議案を提出できるようになりました。

豆知識

<議会での審議経過と市の取り組み>

【平成20年決算審査特別委員会(9月)】

質問

先日、ある町会が中学校で避難所開設訓練をしたところ、災害用備蓄倉庫が4階にあるため、重い災害用トイレをおろせず、トイレの設置訓練をあきらめたそうです。災害用備蓄倉庫は避難所となる体育館に設置してはと思いますが、当面そのような条件の整わない学校でも、災害用トイレを体育館の倉庫に置くことはできないでしょうか。

答弁

学校では、災害時に利用しやすい場所として、災害用トイレの保管に体育館倉庫を利用したり、校庭の一部に独立した倉庫を設置することも可能と考えています。

なお、災害用備蓄倉庫については、まず設置されていない中学校を優先して、早期設置に向け努力していきます。

【平成21年予算審査特別委員会(3月)】

質問

災害発生後、公の機関が動き出すまでの間は、地域の住民が協働して対処する必要がありますが、この考えが住民に浸透していないのが実情です。この点について、具体的な取り組みが必要では。

答弁

住民の防災意識の向上を目指し、各区の地域安全担当主幹が避難所運営会議(※)の充実や実効性のある防災訓練の実施、地域コミュニティづくりを支援していきます。

【平成21年第2回定例会（6月）】

質問

災害時には小中学校が避難所となりますが、管理運営体制はどうなっていますか。

答弁

避難所の運営に必要な役割分担や施設使用の共通ルールなどの基本事項を、避難所運営会議が運営マニュアルの中で策定するように働きかけていきます。

【平成22年第4回定例会（9月）】

質問

大規模災害時には電気・都市ガスなどのライフラインが破壊され、都市の機能が麻痺することが考えられます。避難防災拠点である学校施設へ、エルピーガス（プロパンガス）設備の常設を積極的に推進すべきでは。

答弁

避難所における燃料確保は重要な問題であり、県エルピーガス協会と災害時の協力協定を結んでいます。エルピーガスに空気を混合し、都市ガス機器で燃焼するよう調整したガスを活用するなど、改めて燃料確保について検討していきます。

「避難所条例」の制定

【平成23年 総務委員会】 2月24日 条例の発議を提案
3月10日 防災に関する市の計画等について調査
3月11日 条例案を決定

【平成23年第1回定例会（3月16日）】 本会議において全会一致で条例の制定を可決

主な内容

(1) 市の責務

- ・避難所となる学校などに、災害に備えた機能を整備するよう努める。
- ・避難所運営会議と連携して避難所施設の活用に努める。

(2) 避難所運営会議の責務

- ・訓練などを積極的に実施し、避難所の円滑な管理運営に努める。

(3) 市民の責務

- ・自発的に災害に備えた活動に参加し、避難所の管理運営に協力する。

この条例は努力規定のみで構成され、具体的な施策の実施について即時性や強制力は持ちませんが、川崎市の「団体意思」として決定されたことにより施策の実施を促し、市民の協力のもとに条例の趣旨が実現することが期待されます。

<用語の解説>

※ 避難所運営会議

避難所の管理運営を行うために、地域の自主防災組織の代表者や施設管理者（市立学校長等）、ボランティア、行政職員などで構成される組織です。